

【ワークショップ】

州民投票から 20 年—ケベック内政の批判的検討
 Qu'en est-il de la situation socio-politique :
 20 ans après le référendum sur la souveraineté du Québec ?

はじめに：1995 年の州民投票を振り返って
 Introduction:
 Réflexions sur le référendum de 1995

矢頭典枝
 YAZU Norie

1995 年 10 月 30 日、ケベックの主権達成を問う州民投票が実施された。当時、ケベック州の州権を掌握していたケベック党 (Parti Québécois)、連邦政党のケベック連合 (Bloc Québécois)、ケベック州政党のケベック民主行動党 (Action Démocratique du Québec) の 3 党が提携し、主権派陣営を構成した。主権派陣営のキャンペーンを指揮したのは、当時、そのカリスマ性で人気があったケベック連合の党首、ブシャール (L. Bouchard) であった。カナダとの「パートナーシップ構想」の是非を問うたこの州民投票の質問は、「法案第 1 号および三党協定に基づき、カナダに対して新しい経済的・政治的パートナーシップを連邦政府に提案した後で、ケベックが主権国家となることに賛成しますか」というものであった。開票結果は 50.6% 対 49.4% という紙一重の差で、反対派が辛勝し、投票率はカナダ史上最高の 93.5% を記録した。

開票結果がほぼ判明したとき、CBC のレポーターは「最悪のシナリオ « worst case scenario »」という表現を使い、その後の展開を憂えた。連邦派の勝利を宣言するために壇上に現れたクレティエン連邦首相 (当時) は顔面蒼白で茫然としていた。約 5 万票という 1% にも満たない紙一重の差で勝利を得た連邦派は、心理的には敗者であったといえる。他方で、主権派陣営は、勝つという信念を持って万全の態勢で州民投票に臨んでいただけに、僅差での敗北は、彼らにとってほろ苦い結果となる反面、次回の州民投票に期待を膨らませる要因となった。主権派にとって主権達成はもはや実現不可能な夢ではないという実感が確かなものになったのである。

この州民投票の結果は、主権達成をめぐる再度の州民投票実施の可能性をめぐってカナダ政治に深い混迷を残した。私は1996年から1999年まで、在カナダ日本国大使館の専門調査員として、このいわゆる「ケベック問題」について情報を収集し、報告した。州民投票直後、ケベック州の政治舞台では、玉突き人事のような政党党首交代劇が展開された。主権派の敗北を受けて、州民投票の翌日、ケベック州首相だったパリゾー (J. Parizeau) が辞任し、その後、ブシャルが州民投票での功績を買われ、1996年1月、ケベック党党首に就任し、ケベック州首相となった。空席となったケベック連合党首にはゴーティエ (M. Gauthier)、その後、デュセップ (G. Duceppe) が就任した。他方で、連邦派の方は、1998年のケベック州選挙を見据え、連邦政党の進歩保守党 (Progressive Conservative Party) のシャレー (J. Charest) 党首をケベック州に送り込み、ケベック州自由党 (Quebec Liberal Party) 党首に就任させた。

ケベック問題への対処能力を問われ、圧力を各方面からかけられた連邦政府は、州民投票直後、慎重かつ早急に主権派に対抗する戦略の捻出を余儀なくされ、ケベック州内の世論を睨みつつ、ケベック州政府に対して懐柔策と強硬策を使い分ける戦略を展開した。

民間レベルでは、ケベック州以外のカナダ国民とケベック州のアングロフォンがヒステリックに反応し、緊張が高まった。ケベック州内では、主権主義への対抗およびアングロフォンの権利擁護を目的として現れた草の根団体のラディカル化が観察された。ケベックは、1970年の「10月危機」以来ともいえる大きな注目を国際的にも浴びた。

カナダ国民が初めて国家分裂の深淵を垣間見たこの衝撃的な瞬間から2015年で20周年を迎えた。本ワークショップでは、政治および憲法の視点から、その後の20年間におけるケベックの主権達成をめぐる動きを中心にケベック内政を検討した。報告者は、2010年から2012年まで在カナダ日本国大使館所属の専門調査員を務めた田澤卓哉会員、ケベックとオタワの政治闘争について分析した書を著わした荒木隆人会員、カナダの憲法の研究で知られる佐藤信行氏 (非会員、日本カナダ学会 (JACS) 副会長) の3名、コメンテーターに、2012年から2014年まで在カナダ日本国大使館の専門調査員を務めた古地順一郎会員を迎え、議論を展開した。

(やず のりえ 神田外語大学准教授)

【ワークショップ】

州民投票から 20 年—ケベック内政の批判的検討
Qu'en est-il de la situation socio-politique :
20 ans après le référendum sur la souveraineté du Québec ?

1995 年以降のケベック政治の展開¹ Quebec politics : 20 years after the referendum

田澤 卓哉
TAZAWA Takuya

1. はじめに

1995 年の州民投票後の 20 年間、ケベック州政治はいかなる展開を見せたのか。カナダからの分離や独立を志向する主張・運動の動向を含め、その展開を概観するのが報告の目的であった。報告ではまず基礎的な情報として、ケベック州の政治が拠って立つ統治制度や、フィリップ・クイヤール首相が率いるケベック自由党政権の陣容等を紹介した後、1995 年以降の主要政党の系譜を確認しつつ、現存する政党のイデオロギー類型化を行った。次いで、直近の 20 年間に行われた 6 回の州議会総選挙を概観し、選挙戦での争点や結果等を確認しながら州政治の展開を振り返った上で、少なくとも当面は、主権問題を巡る議論が新たな州民投票につながるような形でモメンタムを得る可能性はさほど高くないという見通しを述べ、報告のまとめとした。

2. ケベック州政治における政党の系譜

ケベック州政治における政党の系譜をたどると、1990 年代後半から 2000 年代にかけてのしばらくの間は、ケベック党 (Parti Québécois (PQ)) とケベック自由党 (Parti libéral du Québec (PLQ)) の二大政党にケベック民主行動党 (Action démocratique du Québec (ADQ)) を加えた 3 党が主要アクターであった。2006 年の連帯ケベック党 (Québec solidaire (QS)) の結党後は、2011 年にオブション・ナショナル党 (Option nationale (ON)) とケベック未来連合党 (Coalition Avenir Québec (CAQ)) が相次いで結党された。翌 2012 年にはケベック民主行動党のケベック未来連合党への合流により政党再編が行われた。

2015年に至る20年間の特徴としては、主権主義を掲げるケベック党と連邦主義政党であるケベック自由党とが政権交代を繰り返し、それぞれがほぼ10年ずつ政権を担当したこと、その間に党勢を維持できずケベック民主行動党が姿を消したこと、また、ケベック党とは異なる形で主権主義を訴える連帯ケベック党及びオブション・ナショナル党や、主権主義以外のアジェンダを重視するケベック未来連合党など、既成の二大政党の枠組みを超えた政党も出てきたことが挙げられるだろう。2015年現在、ケベック自由党、ケベック党、ケベック未来連合党を中心に、連帯ケベック党、オブション・ナショナル党などが周辺のアクターとして存在し、ケベック州内政が展開している。

3. 1995年以降のケベック州議会総選挙

1995年以降のケベック州議会総選挙は、州民投票の余韻が残る1998年総選挙から最も直近の2014年総選挙に至るまで、任期満了又は任期満了前の解散により6回実施された(1998年、2003年、2007年、2008年、2012年及び2014年)。6回の選挙の勝敗内訳としては、ケベック党が2度勝利し(1998年及び2012年)、ケベック自由党が残り4回の選挙で勝利した。なお、2007年と2012年の総選挙ではいずれの政党も過半数の議席数を得られず、2007年には、ケベック自由党がケベック州においては129年ぶりとなる少数派政権として政権運営を担うこととなった。

6回の選挙では何が争点となり、また、主権主義運動は選挙結果にどれほどの影響を与えたのだろうか。紙幅の都合上雑駁かつ表面的な概観となるが、各総選挙の選挙キャンペーンや投票結果から見えてくるのは、主権問題は常に通底するイシューであったことは疑いようがなく、選挙によっては結果を左右するきわめて重要な要素であった一方で、すべての選挙において中心的な争点であったわけではないということである。これは、経済政策や医療保険問題、多様な社会的・宗教的背景を持つ州民の社会統合の問題や2000年代初頭の市町村合併問題など、その時々喫緊の課題や世論の関心事項を考慮し、各党の選挙戦略において争点の優先順位付けが行われたことによる。特に1990年代後半のルシアン・ブシャル政権時代やリーマン・ショック後などには主権問題よりも財政再建・経済成長が優先されたこと、また、主権主義運動側、とりわけケベック党の主権主義を巡る党方針の迷走とそれに伴う党内統率の欠如が目立ったこともあり、州民の主権問題への関心が高くな

図1 1995年以降の政党の系譜

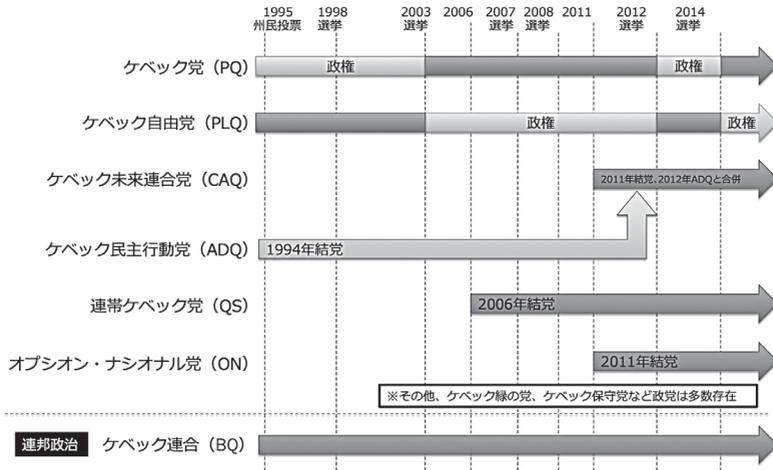
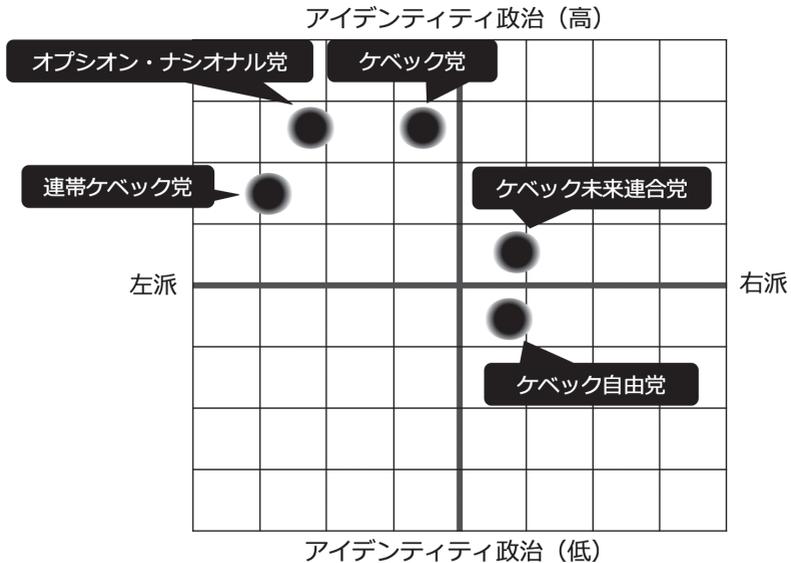


図2 ケベック州の政党のイデオロギー類型化



(注) CBC, "Vote Compass"を参考に筆者作成。

いときにことさら主権問題を主要争点化しなかったという側面もある。総じて、総選挙の結果を決定付けたのは、各政党の主張の是非・妥当性のみならず、政党運営の安定性・信頼性、政権担当時の政権運営能力、党首のリーダーシップ、時機にかなった適切なアジェンダ設定能力や州民へのコミュニケーション能力等を含む多くの要素であったと言える。

4. おわりに

近年欧州において進行している分離独立運動（スコットランド、カタルーニャ等）との比較や1995年当時との比較で言えば、ケベック州の主権主義運動は一時期ほどの勢いはない。2014年総選挙でケベック党が下野し、ケベック自由党政権下で主権問題が再燃するかは未知数である。ケベック自由党政権が経済問題、移民問題、連邦政府との関係等に適切に対応し、州政治をそつなく運営していく限りにおいては、1990年代半ばのように主権問題が再浮上する政治環境ではないだろう。クイヤール州首相は、ペラドー・ケベック党党首批判の中で、「ペラドー氏は2018年総選挙でケベック州の主権を争点に据えたがっているが、彼が訴える主権の問題はそもそも存在しない問題に対する想像上の解決策である。ケベック自由党はリアルな問題にリアルな解決策を提案する」²と述べてケベック党を牽制しており、2015年秋現在では、主権問題以外のアジェンダへの注力が州民の利益になるとの主張を貫いている。主権問題は州政治を長年にわたって左右してきた非常にデリケートな問題であるため予断を許さない。しかし、ケベック州内の主権主義支持の低迷（とりわけ若年層による支持の低迷）や連邦政治における主権主義政党ケベック連合の凋落も相まって、分離独立を志向する政治的モメンタムが大きくなる兆候は当面は見られないと言っても差し支えないだろう。

（たざわ たくや 広島県庁）

注

- 1 本稿は、日本ケベック学会2015年度全国大会において行われたワークショップ「州民投票から20年—ケベック内政の批判的検討」で筆者が行った報告を再構成したものである。
- 2 “Peladeau will make Quebec sovereignty an election issue, Couillard says,” CTV News, May 19, 2015, <http://www.ctvnews.ca/politics/peladeau-will-make-quebec-sovereignty-an-election-issue-couillard-says-1.2380993> (2015年9月27日閲覧)。

【ワークショップ】

州民投票から 20 年—ケベック内政の批判的検討
 Qu'en est-il de la situation socio-politique :
 20 ans après le référendum sur la souveraineté du Québec ?

カナダ・ケベック憲法闘争と
 ケベック・ナショナリズム
 —州民投票から 20 年の今日から振り返る—
 Réflexions sur le conflit constitutionnel entre le
 Québec et le gouvernement fédéral canadien

荒木 隆人
 ARAKI Takahito

1995 年 10 月、当時の政権党であるケベック党は、ケベック州がカナダとの新しい経済的・政治的連携を持ちつつも、主権を獲得するという選択肢に関して州民にその是非を問う州民投票を行った¹。この州民投票は、カナダ国民だけでなく、世界中を驚かせた衝撃的な事件であった。

しかし、この州民投票は突如生じたものではなく、ケベック州政府とカナダ連邦政府との間の長年に渡る、カナダの国家体制を巡る政治闘争の帰結として行われたものである。それゆえ、州民投票以前に連邦政府とケベック州政府との間に生じた政治闘争を 1995 年から 20 年が経過した今日、改めて検討することは、ケベックのナショナリズムの本質を理解する上でも有益な試みであろうと思われる。

ケベック州は、フランス系住民が多く居住する州である。フランス系住民は、フランス語という自らの言語、フランス系の文化的伝統などの面でイギリス系住民とは異なるアイデンティティをもち、自らをネイションであると自己主張してきた歴史をもっている。このフランス系のナショナル・アイデンティティは、カナダの国制を見る見方でもイギリス系住民との相違をもたらしている²。ケベック州のフランス系住民が、1960 年の「静かな革命」を期に、自決権を政治的に主張し始めると、カナダ連邦政府との間で政治的対立が生じた。1967 年、レスター・ピアソン (Lester Pearson) 連邦政権の下で司法大

臣に就任したピエール・E・トルドー（Pierre E.Trudeau）が、カナダ憲法の改廃権をイギリス議会から獲得する際に人権憲章の導入を意図し、最終的にそれを「1982年憲法」として制定するまで、トルドー率いるカナダ連邦政府とルネ・レヴェック（René Lévesque）率いるケベック州政府は、カナダの採るべき国家体制に関して議論を戦わせた（我々はそれを「憲法闘争」と呼ぶ）³。

「憲法闘争」では、トルドーとレヴェックの間には根本的に異なる国家観の対立があった。人権憲章を憲法に導入することを主張するトルドーが展開したのは、個人の権利保護に重きを置く近代個人主義的な自由主義国家論に基づくカナダ国民国家の形成であった。それに対して、レヴェックは、カナダを「2つのネイション」からなる国家であるという観点に基づいて、ネイションの政治的独立の権利と「主権・連合（souveraineté-association）」と称する国家連合論を展開した。

このような国家論を主張したレヴェックは独自の権利理解をもっていた。トルドーが人権の保護を全面的に司法（最高裁判所）の判断に任せると主張したことに対して、レヴェックは、権利について次のように考えた。すなわち、権利というものは、その対象とする範囲が広く、かつその内容も常に変化するものであるから、憲法による人権憲章の制定という一時の決定で権利を固定化することは不可能である。それゆえ市民各個人が集団形成の場合（この場合は州議会）で自らの権利形成に携わることが重要であり、それこそが、個人の権利の中核的内容を構成するとされた。レヴェックにとって重要であったのは、個人的権利は、その権利内容が普遍的に妥当する一般原則であるだけでなく、その対象や内容の絶えざる変化を前提とするものであり、さらに、その権利を実現させる集団の場合への個人的参加の権利を含むものであったという理解である。とりわけ、言語使用権はレヴェックにとって最も重要な権利であった。なぜなら共通の言語を使用する権利があつてこそ、集団内の個々人の教育権や労働権が実効的に保障されるからである。

レヴェックは一方で、こうした権利論に立脚して、1977年の「フランス語憲章」の制定にみられるように、ケベック社会の根本問題である固有の言語使用権を提唱し、他方で「主権・連合」論を提案することを通して、多様なネイションの共存を提唱した。このようなレヴェックの考え方は、ケベック州民に対して純粋な分離独立ではない新たな選択肢を提供することに成功したと言える。それゆえ、このレヴェックと、トルドーの間の憲法闘争は、はからずもカナダ国家の統合に寄与するダイナミズムを生み出していたといえ

る。

(あらき たかひと 岐阜市立女子短期大学専任講師)

注

- 1 1995年の州民投票の結果は、「主権連携」賛成票が49.42%であり、反対票が50.58%と賛成票が過半数に迫った。
- 2 例えば、1867年のカナダ連邦結成に関してイギリス系カナダ人とフランス系カナダ人の間には理解の相違が見られる。イギリス系カナダ人は、カナダ連邦結成を、将来的にフランス系を同化するための制度枠組と考えていたのに対し、フランス系は、この1867年のカナダ連邦の成立はフランス系とイギリス系の2つの民族の契約によって形成されたものとみなしていたことが知られている。こうした理解は、フランス系カナダ人の知識人の中に継承されていたが、その中でも20世紀初頭の代表的なフランス系ナショナリズムの思想家アンリ・ブラサ (Henri Bourassa) は、カナダ連邦は「建国の2つのピープル (deux peuples fondateurs)」から形成されたものであるとして連邦結成を2民族契約論の根拠とした。これは、後にフランス系カナダにおいて「建国の2つの民族」の議論として根付いていくことになる。
- 3 1967年から1982年までのカナダ連邦政府とケベック州政府の「憲法闘争」についての詳細は、以下の文献を参照。荒木隆人 (2015) 『カナダ連邦政治とケベック政治闘争－憲法闘争を巡る政治過程』法律文化社。

州民投票から 20 年—ケベック内政の批判的検討
Qu'en est-il de la situation socio-politique :
20 ans après le référendum sur la souveraineté du Québec ?

ケベックの憲法的地位とケベック・
レファレンダムの憲法的意味の再考
Revisiting Constitutional Status of Quebec and
Constitutional Meaning of Quebec Referenda

佐藤 信行
SATO Nobuyuki

1. はじめに

本稿は、日本ケベック学会 2015 年度全国大会（10 月 3 日）において、1995 年ケベック・レファレンダム 20 周年を契機として開催されたワークショップで筆者が行った報告の一部を加筆・修正したものである。

そもそも 1995 年レファレンダムは、連邦国家カナダの構成主体ケベックが「主権主体」となることの可否を問うものであったが、一般には、ケベックのカナダからの分離独立を問うものと理解され、かつ、その結果が 51% 対 49% との僅差での否決であったことから、極めてセンセーショナルに理解されることが多い。しかし、そもそも法律上、連邦制国家において連邦構成主体が分離独立をすることができるのか、またそれをレファレンダムの対象とすることができるのかについては、伝統的な連邦制理解の下では、否定的に解されてきたはずである。そこで、ここでは、連邦制国家カナダにおけるケベックの憲法的地位とケベック・レファレンダムの憲法的意味について、再度検討することとしたい。

2. 単一国家・国家連合・連邦制

近代以降の国家にはさまざまな形態があるが、「主権と結合形態」の観点から見た場合、単一国家、国家連合及び連邦制を観念できる。単一国家とは、ある一定の地域とそこに帰属する人々に対して、単一の主権のみが観念

される国家形態であり、日本はその典型である。他方で、主権国家が条約により権利義務や法的地位を設定し、少なくともその主権（あるいは、その行使）の一部を制限するものが国家連合である。たとえば、国際連合や Articles of Confederation 下のアメリカは、これにあたる。このとき国家連合構成主体は、その主権国家としての権能から、国家連合形成条約を破棄すること、換言すれば、国家連合から離脱することは本来的に自由である。ここに単一国家と国家連合の中間的な結合形態として、「連邦制」が考えられる理由がある。条約憲法たる The Constitution of the United States of America は、主権主体たる state が連邦を構成し、かつ、その権能の一部を連邦に委譲してアメリカ合衆国を成立させた。そして、国家連合と異なり、state は連邦からの一方的離脱の自由を放棄しており、他方で単一国家と異なり、連邦は州の権限を一方的に制限することが憲法上禁止されているのである。ここにおいて、多様性と統一性の妥協を図る統治形態としての、連邦制が生まれることとなった。

もとより連邦制は、極めて人工的な国家構成方法であり、その細部のあり方は国によって異なる。しかしながら、連邦構成主体の一方的連邦離脱は禁止されることは共通している。もし、これが認められるならば、それは連邦制ではなく、国家連合なのである。

3. カナダ連邦制の構造

周知のように、現在のカナダの枠組みは、1867年のイギリス議会制定法たる英領北アメリカ法（1867年BNA法）¹によって、複数の北米植民地を連邦制のカナダ自治領（Dominion of Canada）として統合したところにはじまる。同法は、連邦カナダを創設して、多くの権限を連邦側に認めると共に、連邦構成主体としてのオンタリオ、ケベック、ノバスコシア及びニュー・ブランズウィックを認めている。ここで重要なのは、同法がイギリス議会制定法であるが故に、連邦構成主体もまた連邦も、その一方的な意思では連邦から離脱できず、権限配分を変更できない構造となっていたことである。その後、イギリスは、段階的にカナダに対する立法権を制限し、ついに1982年のCanada Act²によってカナダに対する立法権の全面放棄を規定した。このとき1867年BNA法は、1867年憲法³への改名と一部修正を受け、かつ、爾後の改正には連邦と構成主体の双方関与を含む硬性手続が適用されることとなった。

以上から明らかなのは、ケベックをカナダから分離独立させるためには、

1867年憲法法の改正が必要であり、またそれによって可能であるという一応の帰結である。そこで問題は、この改正手続とは別に、ケベックが一方的に宣言することで、その憲法的地位を変更することが可能かということになる。

4. ケベック・レファレンダム

ケベックの憲法的地位については、1980年レファレンダム⁴、1992年レファレンダム⁵、1995年レファレンダム⁶の3つがある。92年レファレンダムは、全カナダで実施されたカナダ憲法改正のためのものであり、やや異質であるから、80年と95年のものに注目すると、そこには「主権（主体）」という概念が含まれていることが重要である。とりわけ、1995年レファレンダムは、カナダへの交渉提案後、換言すれば交渉の成立によってではなく、主権主体となる（« Québec devienne souverain, après avoir offert formellement au Canada... » ; “Québec should become sovereign after having made a formal offer to Canada...”）としており、1867年憲法法改正とは別に、主権主体性を得ることへの同意を求めているのである。政治的には否決に終わったものの、当然にその憲法適合性は極めて重要な問題である。そこでこの延長線上に、問題はカナダ最高裁で争われることになった。

5. Reference re Secession of Quebec

カナダでは、個別具体的な法律紛争がない場合であっても、最高裁判所が総督等からの法的質問に判決の形式で回答する制度（レファレンス）が認められる。これが用いられたのが、Reference re Secession of Quebec⁷である。

質問は、多義的概念たる「主権」に言及せず、「カナダ憲法の下で、ケベック国民議会、立法府又は政府は、ケベックのカナダからの一方的離脱に効果を与えることができるか」という第1問及び他の2問で構成されたが、カナダ最高裁は、この問いに対して、「一方的離脱はできない。レファレンダムにおいて、明確な質問に対して明確な多数をもって離脱の意思が示されれば、それは、ケベックとRoCの交渉を導く」との結論を示したのである。

この判決は、極めて理解が難しいものである。判決は、州の一方的な離脱不可能性を指摘し、伝統的な連邦制秩序理解を示す一方で、「明確な質問に対する明確な多数」の意思が、交渉の契機であることを述べているが、その交渉に応じる相手方の義務については、“The other provinces and the federal government would have no basis to deny the right of government of Quebec to pursue

secession”としており、読み方に多義性が残るものとなっているからである。政治的なあるいは事実としての交渉について述べており、法的義務について述べてはいないと読むべきか、法的義務を負うという読むべきか、議論分かれる。後者の読み方をした場合、そこにアメリカ合衆国型とは異なったカナダ型連邦制の特徴を見いだすことができ、比較法・政治的な示唆は決して小さくない。

6. おわりに

この20年間レファレンダムは実施されておらず、上の点についての踏み込んだ司法判断はまだないが、判決後に連邦とケベックは、それぞれ「明確性」の判断を自らの権限とする法律を制定している。両法について、連邦制構造理解の観点から、さらに比較法的検討を加えることが重要な課題であるといえよう。

(さとう のぶゆき 中央大学教授・日本カナダ学会)

注

- 1 British North America Act, 1867, 30 & 31 Victoria, c. 3 (U.K.)
- 2 Canada Act 1982, 1982 c. 11 (U.K.)
- 3 Constitution Act, 1867, R.S.C. 1985 App. II, No.11.
- 4 「ケベック政府に対して……ケベックを除くカナダとの間で、対等な国家関係を基礎として、新たな合意のための交渉を行うこと、この合意には立法、課税及び国際関係—すなわち主権—に係る排他的権限をケベックに認めるものであること……を授権することに同意しますか？」
- 5 いわゆる「シャーロットタウン合意」に基づく憲法改正提案である。
- 6 「あなたは、ケベックの将来に関する法律案及び1995年6月12日の【訳補：政党間】合意の範囲で新たな経済的及び法律的パートナーシップを公式にカナダに提案した後に、ケベックが主権主体となるべきことに同意しますか？」
- 7 [1998] S.C.R. 217

州民投票から 20 年—ケベック内政の批判的検討
Qu'en est-il de la situation socio-politique :
20 ans après le référendum sur la souveraineté du Québec ?

コメント
「1995 年州民投票がケベック州内政に与えた影響」
Commentaire :
Quelle a été l'influence du référendum de 1995
sur la politique québécoise ?

古地 順一郎
KOJI Junichiro

「州民投票から 20 年—ケベック内政の批判的検討」と題されたワークショップが、日本ケベック学会で行われたことは、2つの点において大きな意味があると考えられる。まず、ケベックでは、州民投票 20 周年に合わせて各種メディアで特集が組まれるなど、1995 年の州民投票を改めて評価する試みがなされた。このような動きと並行して、日本のケベック研究者が、自分たちの視点からこの歴史的イベントを批判的に検討し、ケベック研究の意義を再確認する作業は、日本のケベック研究の発展にとって重要なことであろう。

次に、2012 年 9 月から 2014 年 4 月までケベック党が政権を担当していたこともあり、3 回目の州民投票の可能性について語られるようになったことが挙げられる。また、2000 年代半ば以降、「妥当なる調整」をめぐる議論など、アイデンティティへの関心が高まり、その流れの中で主権獲得や独立をめぐる議論も活発化した。さらに、2014 年 4 月の州議会総選挙では州民投票実施の有無が争点の一つとなったこともあり、20 周年の節目に改めて検討する意義があるだろう。

今回のワークショップでは、1995 年州民投票から見えてくる政治的側面と法的側面を中心に 3 名の会員から報告がなされた。本コメントでは、各報告において指摘されていた様々なポイントを 5 つにまとめ、1995 年の州民投票がケベック州内政に与えた影響を考えてみたい。

第1の影響として、ケベック社会において、ネイションやアイデンティティに関する議論が活発化したことを挙げることができる。州民投票が行われた1995年10月30日の夜、ジャック・パリゾー（Jacques Parizeau）首相は、賛成派が敗北した理由の1つとして、移民を中心とする「エスニック票」を挙げた。この発言に対する批判は大きく、パリゾー首相の辞任につながった。この出来事によって、ケベックの主権獲得運動が自民族中心主義的で、マイノリティに対して排他的であるとのイメージがつくこととなった。

主権獲得運動のイメージ回復を図るため、ケベック党（PQ）政権は、ケベック州民はその出自に関係なくケベック人（ケベコワ）だとの言説を展開するようになった。それに合わせて、知識人の間を中心に、ケベック・ネイションや、ケベック・アイデンティティとは何かが議論されるようになった。このような流れは、2001年の米国同時多発テロを経て、イスラム系移民の受け入れや社会統合の話とも絡み、ブシャル＝テイラー委員会の報告書へとつながっている。

第2の影響として、ケベック州の財政悪化に対する懸念が強まる中、1995年の州民投票が失敗したことを受けて、主権獲得運動よりも財政再建・経済成長を重視する姿勢が強まったことが挙げられる。とりわけ、パリゾー首相の辞任を受けて首相に就任したルシアン・ブシャル（Lucien Bouchard）は、3回目の州民投票で勝利するためにも州財政を健全化し、州経済の強化を図ることが重要と考えていた。経済がクローズアップされると、州内政において左右のイデオロギー軸が顕在化することとなった。ケベック政治において、独立をめぐる賛否に加えて左右のイデオロギー軸は重要な対立軸であるが、その存在感が、1990年代後半から急激に増した。このような流れは、21世紀に入っても続き、とりわけジャン・シャレ（Jean Charest）自由党政権は、州政府の規模を小さくすることに尽力した。

第3に、第2の点と関連するが、PQの立場が社会民主主義から新自由主義的な立場へ移行することで、州民投票および主権獲得の必要性に疑問符が付くこととなった。そもそも、ケベックが独立を目指す1つの理由として、社会民主主義を基調とした新たな社会をケベック国家が主導して築くことがあった。PQが新自由主義的な立場を取ることで、独自の社会ビジョンが見えにくくなるという状況が生じた。

第4に、主権主義運動の内部で路線争いが表面化し、PQの方向性をめぐって迷走が続いている点である。PQ内には、一刻も早くケベックの独立を達

成するため、早期に州民投票を行うべきだとする急進派と、経済的にも社会的にも主権主義運動に対する理解を育みながら「勝てる条件 (conditions gagnantes)」を醸成すべきであるとする穏健派の対立が存在してきた。1995年の州民投票以降のPQでは、両派の力関係によって、方向性が頻繁に変わる状態となった。このような迷走も、明確な社会ビジョンが打ち出せない状況を作り出している。

最後に、第5の点として、1998年の連邦最高裁判所の見解や、2000年のクラリティ法の制定により、州民投票をケベック州の論理だけで行うことが制度的に難しくなったことが挙げられる。1995年の州民投票の結果が僅差だったことを受けて、連邦政府は、連邦最高裁判所に対して、ケベック州が一方的に独立を宣言できるかを判断してもらうことにした。その結果、1998年に連邦最高裁判所は、ケベック州に限らず、カナダの州が連邦から離脱する権利を認めた。しかし、その条件として、州民投票で、明確な質問と明確な多数を必要とするとした。この結果を受けて、連邦政府は、2000年にクラリティ法を制定した。この法律では、明確な質問と明確な多数を決定する権限を連邦政府に与えた。すなわち、ケベック州の運命は、連邦政府が最終的に握っているという状態になっているのである。このことは、ケベック州の論理だけで州民投票を行い主権獲得の正統性を得ることが難しくなったことを意味する。

このように、1995年の州民投票は、その後の州内政に大きな影響を及ぼし続けることとなった。2014年4月の総選挙では、自由党が多数政権に返り咲いたため、州民投票に関する議論はしばらく沈静化するであろう。しかし、2018年に予定されている次期総選挙が近づくにつれて、再び州民投票の話が出てくるであろう。

(こぢ じゅんいちろう 北海道教育大学函館校准教授)